

表 1-73 振動関係特定施設届出状況

(平成22年 3 月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 圧縮機	3 土石用破砕機等	4 織機	5 コンクリートポンプ等	6 木材加工機械	7 印刷機械	8 ゴム樹乳用鋸又は合板用鋸	9 合成樹脂射出成形機	10 鋳造機	計
施設数	440	1,758	427	462	38	68	124	-	203	21	3,541
工場数	107	429	63	15	21	48	36	-	10	4	733

イ 建設作業振動

指定地域内において行われる建設作業のうち、政令で定めるくい打ち作業等の特定建設作業が規制対象となります。（表 1-74、資料編 5-(2)）

なお、建設作業振動については、建設作業が本来、衝撃力を直接利用することや、一時的に行うこと等から、防止が困難な場合が多くなります。

防止対策としては、付近住民への事前説明の実施や低振動工法の採用等が必要です。

表 1-74 振動関係特定建設作業届出状況（平成21年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	計
届出数	59	0	0	193	252

ウ 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生するものをいいます。

道路交通振動は、凸凹の路面の道路を重量のある車両が高速で走行することにより発生するものです。したがって、防止対策としては、道路の舗装、補修等の道路構造の改善対策や速度制限等の方策を講じることが必要です。

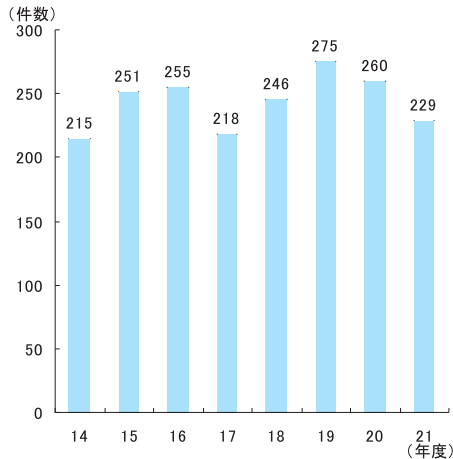
3 悪臭の現状と対策

(1) 現状

悪臭は、大気汚染、水質汚濁等と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は、各人の嗜好、体調などにも左右され、また、発生源も多種多様です。悪臭物質は、低濃度でも不快感を与えることや、多種類の物質が渾然となって大気中に拡散されることが多いことなどから、被害との関係の推定が困難なこともあり、苦情の解決を一層困難にしています。

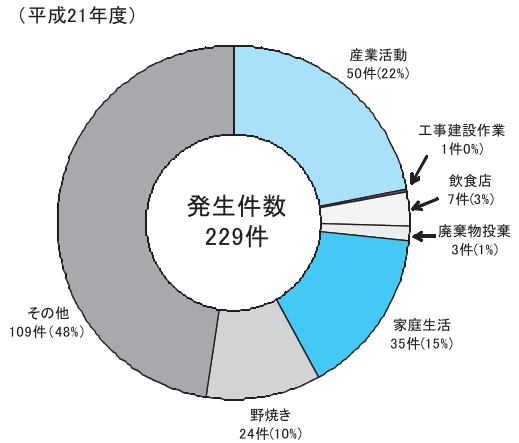
悪臭苦情件数の推移は図1-44のとおりです。平成21年度の悪臭に係る苦情件数は229件です。発生原因別では、産業活動が50件と全体の22%を占め、次いで家庭生活が35件、野焼きが24件となっています。（図1-45）

図 1-44 悪臭の苦情件数の推移



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

図 1-45 悪臭の発生源別苦情件数



(2) 対策

悪臭防止及び苦情等への対策として、悪臭防止法及び県公害防止条例による規制を行っています。

① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、規制地域内に設置されている工場その他の事業場のすべてが規制の対象となります。

規制基準には、物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり、物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質）、臭気指数規制はすべての物質を対象として、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められています。

(資料編 6- (1))

県は、同法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、市町村は悪臭物質の測定や改善勧告、改善命令の発動といった実際の規制事務を行っています。

(図 1-46)

なお、中核市である鹿児島市は独自で規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、平成18年4月からは薩摩川内市が、平成19年4月からは鹿屋市と霧島市が、権限移譲により独自で設定等を行うことができます。

平成22年3月末における県内の状況については、15市15町（鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、霧島市を除く。）に規制地域が指定されており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、平成22年4月からは出水市とさつま町が臭気指数規制を導入しました。(資料編 6- (1))

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め、事業者には施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を義務づけることによって悪臭の防止を図っています。

(図 1-46, 表 1-75)

なお、独自に条例を制定している鹿児島市、薩摩川内市（旧川内市区域のみ）、鹿屋市、南さつま市、奄美市には適用されません。

図 1 - 46 悪臭防止の体系

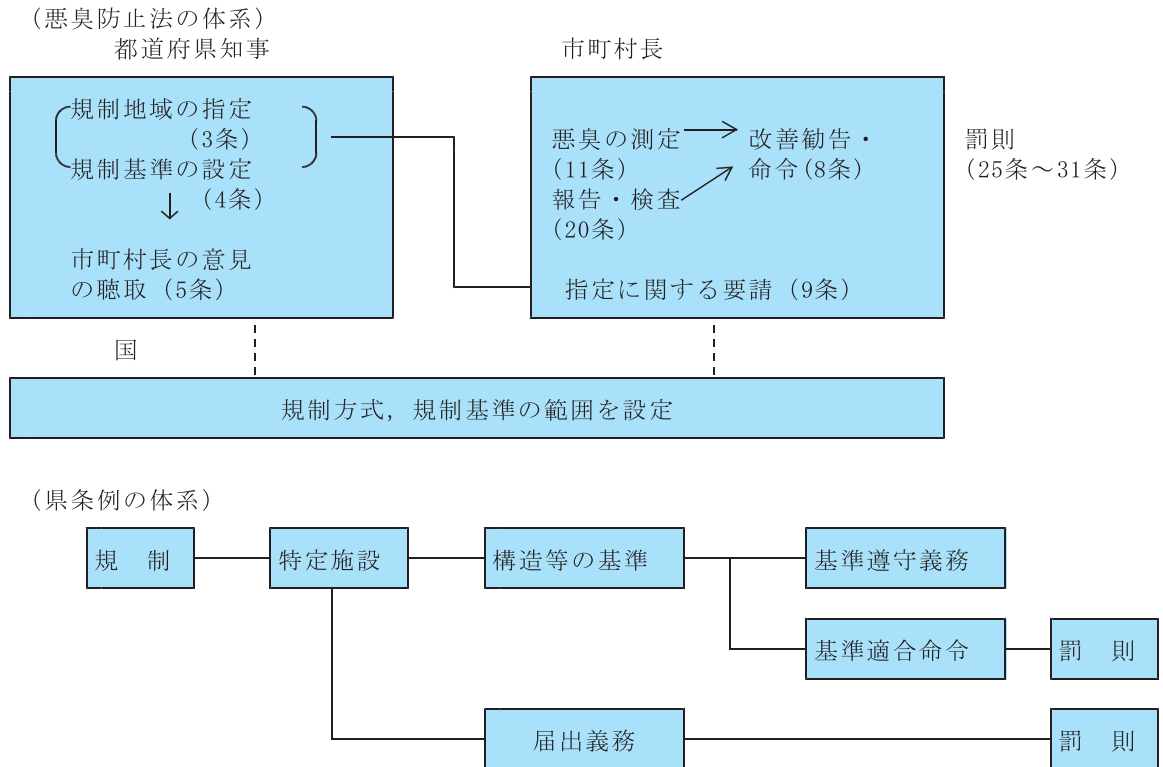


表 1 - 75 県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

(平成22年 3 月末現在)

番号	用途区分	施設名	規模	届出施設数
1	獣畜，魚介類又は鳥類の臓器，骨皮，羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	28
		(2)蒸解施設	〃	53
		(3)乾燥施設	〃	18
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	12
		(2)乾燥施設	〃	9
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	1
		(2)薬液回収施設	〃	0
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設	すべてのもの	9
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	26
計				156
工場等数				65

4 不快害虫等の現状と対策

(1) 現状

① ヤンバルトサカヤスデの発生地域の拡大

ヤンバルトサカヤスデは，落葉や腐植土などを餌として，日当たりの悪い湿った場所を好んで棲息しており，本来，農作物や人に害を及ぼしたりすることはありませんが，繁殖力が強い大量に発生し，集団移動したり，壁や塀をよじ登ったり，家の中に侵入することがあり，強い不快感を与えます。

県内では，平成 3 年に徳之島で大量発生して以来，奄美全域や県本土の南薩地区，鹿

児島市など、18市町村で棲息が確認され、県本土でも大量発生するケースが見られます。

② キオビエダシャク等南方系侵入害虫の発生

イヌマキに加害するキオビエダシャクは、平成13年には種子島や薩摩半島南部の限られた地域で発生していましたが、その後拡大を続け、平成21年現在、県下ほぼ全域で確認されています。イヌマキは、民家の垣根や庭木として多く植栽されており、幼虫が葉を食害した場合、景観を損ねます。なお、繰り返し食害された場合には枯死してしまいます。

フェニックス等のヤシ類に加害するヤシオオオサゾウムシは、平成12年には薩摩半島南部や始良町など4市町で発生していましたが、平成21年現在、鹿屋市や薩摩川内市など19市町で確認されています。フェニックス類は、道路や公園等の景観樹木として植栽されており、葉柄でふ化した幼虫から成長点の食害を受けることで、新葉が成長できず、枯死してしまいます。

ソテツに加害するクロマダラソテツシジミは、平成19年に侵入し、平成21年現在、県下各地で確認されています。ソテツは、庭木や街路樹などに利用されるほか、切り葉や観葉植物としても生産されており、新芽や柔らかい葉が被害を受けることで、商品価値の低下を招いてしまいます。

(2) 対策

① ヤンバルトサカヤスデへの対策

県では、駆除方法やまん延防止対策に関するリーフレットの作成・配布や駆除剤の開発などの対策を講じてきています。

また、大学や薬品会社の専門家、県及び市町村等で構成する「ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会」を設置し、より効果的な駆除方法や忌避剤等の調査研究、地元住民や建設・造園業者等を対象にした現地説明会の開催に取り組んでいます。

市町村においては、ヤスデ駆除剤の購入補助や無償配付等を行うとともに、住民と協力して、定期的に薬剤散布や山裾の下草払いなどを実施し、ヤスデの住みにくい環境づくりに努めています。

② キオビエダシャク等南方系侵入害虫への対策

県では、市町村や関係機関・団体等と連携して防除指導連絡体制を整備し、被害状況の把握及び適切な防除方法の普及啓発に努めています。また、森林技術総合センターにおいて、キオビエダシャクやクロマダラソテツシジミのほかデイゴなどに加害するデイゴヒメコバチの生態について究明するとともに、防除法等の試験研究を行っています。